

原単位の改善のための取組に係る認定基準および優良基準の判定表(2019年度適用分減免申請)

前 提	(1) 自社の事業を、日本標準産業分類の細分類(4桁)に基づいて分類 (2) 各事業所で使用した電気使用量を経済的指標や区分計測を使用して、事業毎に按分する (3) (2)の電気使用量を集計し、事業毎の原単位を計算する
--------	---



認 定 基 準	(1) 「事業」における原単位(電気使用量・kWh / 売上高・千円)が5.6を超えている (2) (1)をクリアした「事業」(以下、「申請事業」)を行っている事業所において、申請事業に使用した電気使用量が年間100万kWh超かつ事業所全体の電気使用量の50%超である (3) 直近の2事業年度のうち、1事業年度以上 で次の①または②を満たしていること ① 直近4事業年度の原単位の対前年度比変化率の平均の値が99%以下である ② ①には該当しないが、直近2事業年度連続で原単位が悪化していないかつ直近4事業年度の原単位の対前年度比変化率の平均の値が105%以下である	※詳細は別紙①②を確認すること
------------------	---	-----------------

(1)(2)(3)の全ての要件を満たす



申請可

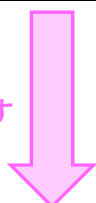


(1)(2)(3)のどちらか1つでも満たさない

申請不可

優 良 基 準	直近事業年度(前事業年度) で次の①または②を満たしていること ① 直近4事業年度の原単位の対前年度比変化率の平均の値が99%以下である ② ①には該当しないが、直近2事業年度連続で原単位が悪化していないかつ直近4事業年度の原単位の対前年度比変化率の平均の値が105%以下である	※詳細は別紙①②を確認すること
------------------	--	-----------------

基準を満たす



別紙において
↑この色が
ついている組
み合わせ

省令で定める基準に適合している



製造業

減免率は8割



非製造業

減免率は4割

基準を満たさない



別紙において
↑この色が
ついている組
み合わせ

省令で定める基準を満たさない



製造業

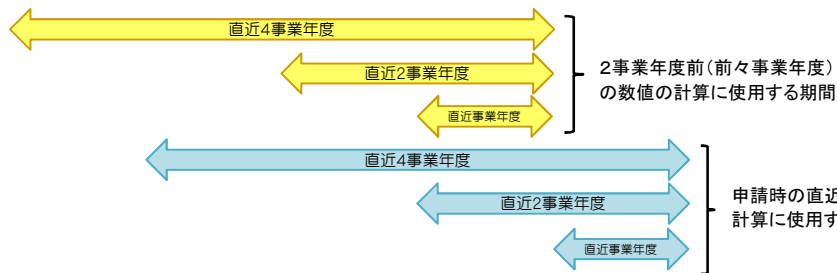
減免率は4割



非製造業

減免率は2割

※ なお、優良基準を満たさない場合であっても、①申請前年度に省エネ法に基づく「事業者クラス分け評価制度」においてSクラス相当である場合 または ②災害その他やむを得ない事由があると認められた場合は、優良基準を満たすものとして扱われる。
(経済産業省告示で定められた要件に基づき、資源エネルギー庁の審査の結果による)



	6事業年度前	5事業年度前	4事業年度前	3事業年度前	2事業年度前 (前々事業年度)	直近事業年度 (前事業年度)
原単位	a	b	c	d	e	f
対前年度比		①=(b/a)	②=(c/b)	③=(d/c)	④=(e/d)	⑤=(f/e)

原単位の対前年度比変化率の平均(平均変化率)の計算式
 直近事業年度の平均変化率 $(② \times ③ \times ④ \times ⑤)^{1/4} = \text{A}$
 2事業年度前の平均変化率 $(① \times ② \times ③ \times ④)^{1/4} = \text{B}$

- 手順
- (1) 自社の「事業」を「日本標準産業分類・細分類(分類番号4桁)」に基づいて分類する
 - (2) (1)の「事業」毎の原単位(電気使用量・kWh / 売上高・千円)を計算し、上表の a~f と ①~⑤欄に計算結果を記載する
 - (3) 上表の右にある計算式により、「直近事業年度の平均変化率」(A)と「2事業年度前の平均変化率」(B)を計算する
 - (4) 上表の数値、およびA/Bの計算結果を基に、下表の左から順番に基準を満たすか否かを確認する
 - (5) 下表の「減免申請の可否」に「申請可」とあれば減免申請の要件を満たし、「優良基準」が○であれば、更に高い減免率が認められる

省令で定める基準(○が基準クリア、×は基準を満たさない)				認定基準	優良基準
直近事業年度 (前事業年度)		2事業年度前 (前々事業年度)			
I 直近の事業年度から起算して、過去4事業年度分の原単位の変化率の平均の値が99%以下である	II 直近2事業年度連続で原単位が悪化していない、かつ、直近の事業年度から起算して、過去4事業年度分の原単位の変化率の平均の値が105%以下である。	III 直近の事業年度から起算して、過去4事業年度分の原単位の変化率の平均の値が99%以下である	IV 直近2事業年度連続で原単位が悪化していない、かつ、直近の事業年度から起算して、過去4事業年度分の原単位の変化率の平均の値が105%以下である。		
○ A ≤ 99	← 左の基準で要件クリアのため、これより右の基準については判定不要。判定結果は右 →			満たす	満たす
× それ以外	○ d < e < f ではない かつ A ≤ 105	← 左の基準で要件クリアのため、これより右の基準については判定不要。判定結果は右 →		満たす	満たす
	× それ以外	○ B ≤ 99	← 左の基準で要件クリアのため、この基準については判定不要。判定結果は右 →	満たす	満たさない
		× c < d < e ではない かつ B ≤ 105		満たす	満たさない
			× それ以外	B > 99	満たさない

上記計算式の結果を下に記載して、左から右へ順番に確認していくと、「減免申請の可否」と「優良基準」について判定することができる

A _____
 B _____

※ 直近事業年度において、I 又は II の基準を満たしていない場合に、「省エネ法における事業者クラス分け評価制度において「Sクラス相当」である」又は「災害その他やむを得ない理由があると認められる場合」においては省令で定める基準を満たしているものとみなします。
 ※※ 2事業年度前において、III 又は IV の基準を満たしていない場合に、「災害その他やむを得ない理由があると認められる場合」においては省令で定める基準を満たしているものとみなします。